

愛媛大学総合情報メディアセンター規則

平成30年4月1日
規則第 22 号

愛媛大学総合情報メディアセンター規則（平成23年規則第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、学内共同利用の施設として、愛媛大学（以下「本学」という。）の情報基盤の整備を図り、教育研究活動の支援及び情報技術に関する教育研究を行うとともに、学内外の情報化に寄与することを目的とする。

（部門）

第3条 前条の目的を達成するため、センターに、情報基盤・セキュリティ部門を置く。

（組織）

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) 兼任教員
- (4) その他必要な職員（以下「センター職員」という。）

（センター長）

第5条 センター長は、本学の専任の教授のうちから、愛媛大学デジタル情報人材育成機構デジタル情報人材育成会議（以下「人材育成会議」という。）が推薦し、学長が選考する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（専任教員）

第6条 専任教員は、人材育成会議が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

（兼任教員）

第7条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

第8条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 専任教員は、センター長の職務を助け、センターの業務を遂行する。

3 兼任教員は、センターの専任教員とともにセンターの業務を遂行する。

4 センター職員は、センターの業務に従事する。

(人材育成会議)

第9条 センターの業務に関する重要な事項は、人材育成会議において審議する。

(運営委員会)

第10条 センターの運営に関する事項を審議するため、愛媛大学総合情報メディアセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第11条 削除

(部会)

第12条 センターの業務に関する事項の企画立案等を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(利用)

第13条 センターの利用に関する規程は、別に定める。

(分室)

第14条 センターに、医学部分室及び農学部分室を置く。

2 分室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センターに関する事務は、情報推進課で処理する。ただし、分室における事務は、当該分室が所在する学部の事務部で処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合情報メディアセンター教育デザイン室内規（平成25年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合情報メディアセンターICT 利用教育推進室内規（平成30年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。